

6 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正と臨時財政対策債の廃止について

【提案・要望先】 内閣府・総務省・財務省

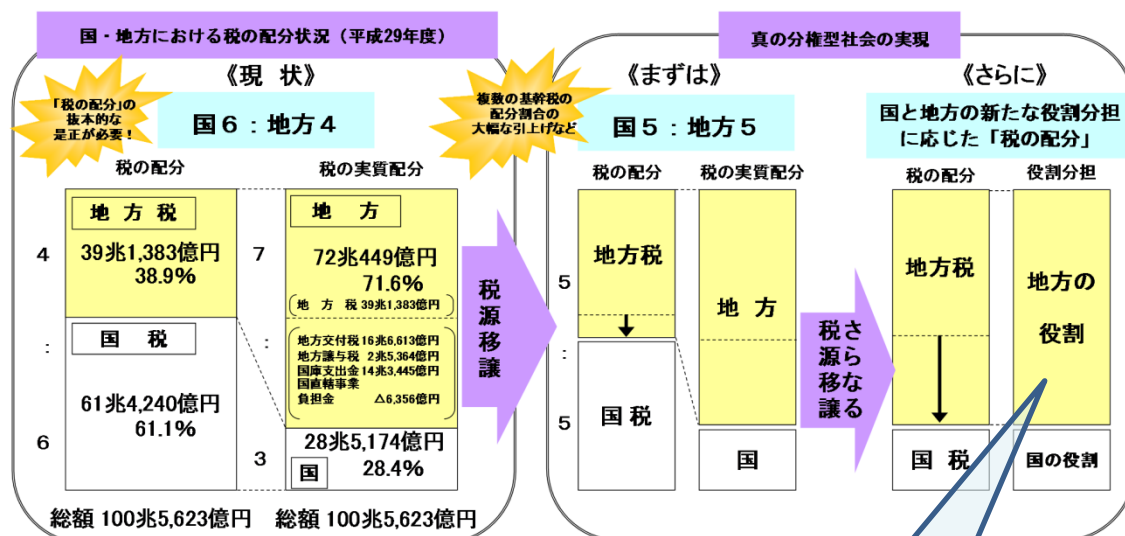
～提案・要望事項～

- 真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5:5とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野は、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 臨時財政対策債については、地方財源不足の対応として臨時的に導入されたものであることから、地方交付税の法定率引上げにより地方財源不足に対応した上で速やかに廃止すること。

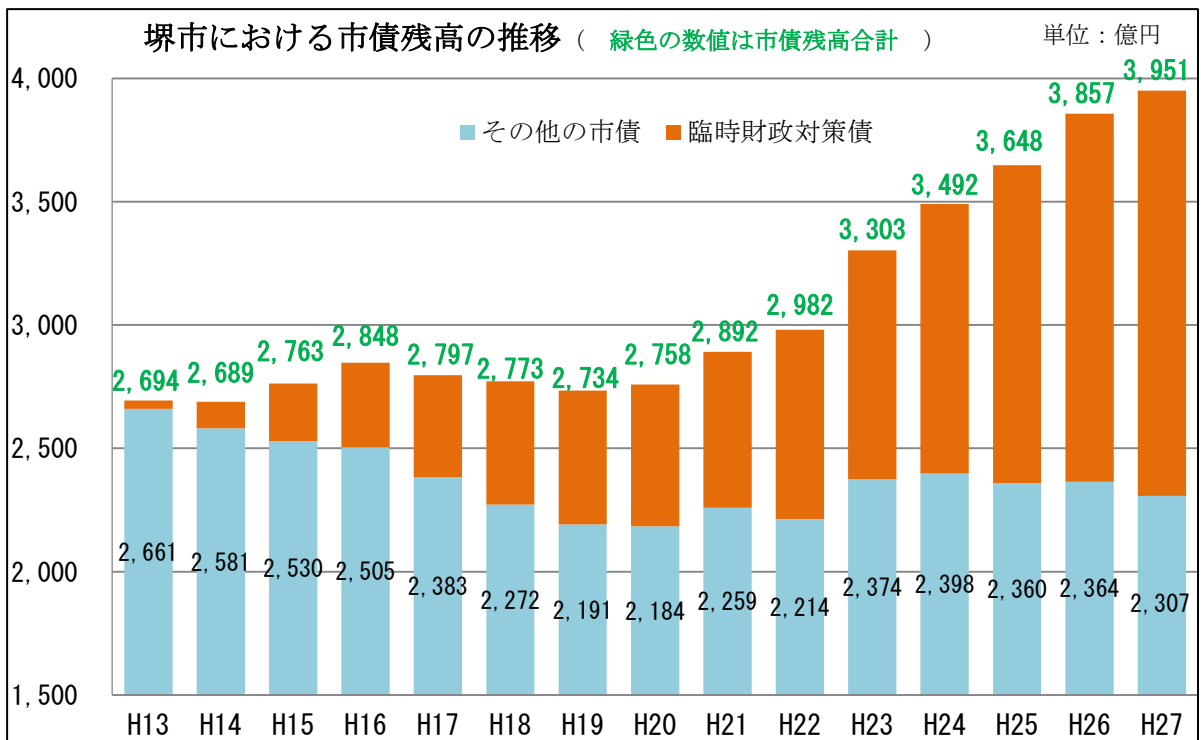
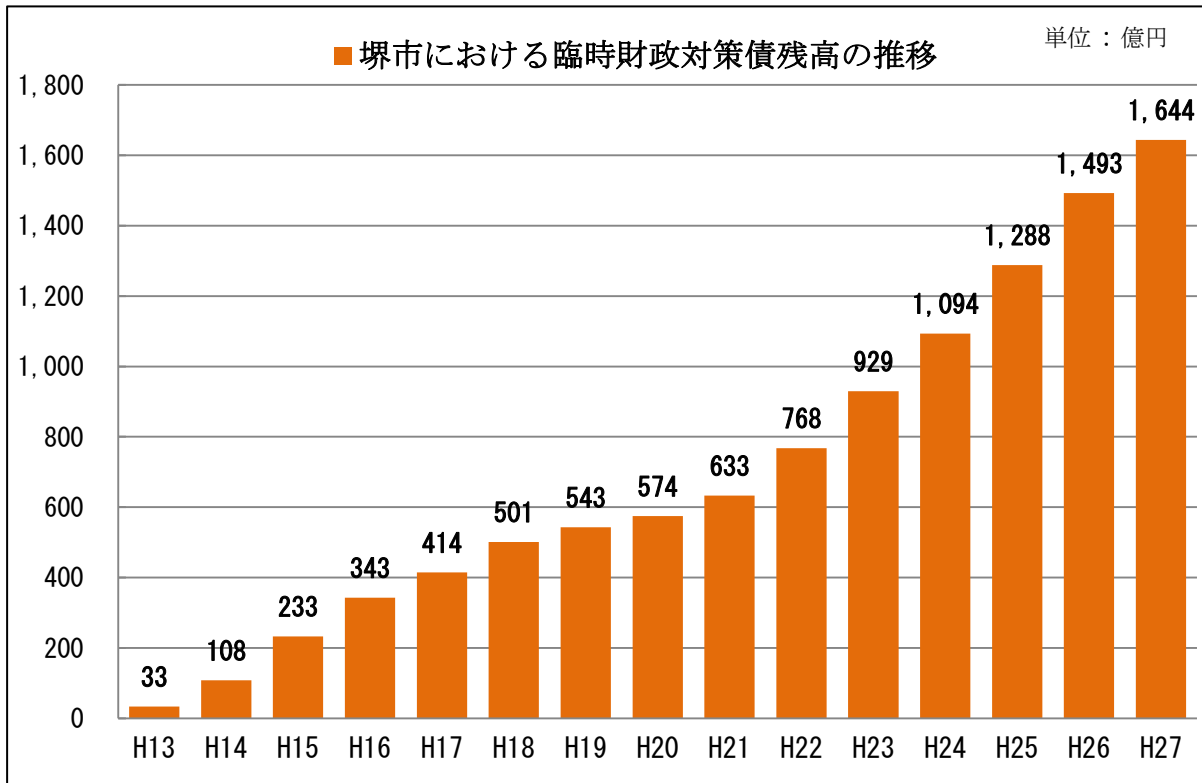
【現状と課題】

- 本市は、事務事業の見直しや組織の再編統合、人件費の削減など、行財政改革に取り組み、歳出削減努力を行っている。
- 今後も、事務事業の見直しをはじめとするさらなる行財政改革を進め、効率的な行財政運営に努めていく。
- 景気回復の兆しが見えてきたところではあるが、中長期財政見通しでは、税収の減少や社会保障関係費の増加が予想されるなど、地方財政を取り巻く環境は厳しい状況にあり、国と地方の適切な役割分担が求められている。
- 臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の臨時措置として導入されたものではあるが、これまでその措置は6回延長され、16年間続いている。
- 国においては、累積残高約50.6兆円（平成27年度末）となり、本市においても累積残高は約1,644億円（平成27年度末）と増加する一方である。

国・地方間の税源配分の是正



市町村は、自己決定と自己責任のもと、地域における住民のニーズ、特色を活かした行政サービスを提供することができる仕組みを構築！



※普通会計決算

【本件に関する連絡先】

財政局 財政課長 坂本 泰宏 (TEL:072-228-7471)